

第1節 交通規制・緊急輸送活動

方 針

町、府をはじめ関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

泉佐野警察署、道路管理者及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制等を実施するものとする。

計 画

第1 陸上輸送

1. 地域緊急交通路の確保（町）

（1）災害応急対策実施のための緊急交通路の確保

府が選定した広域緊急交通路に連絡する地域緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を府及び泉佐野警察署に連絡する。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び泉佐野警察署に連絡する。

イ 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、泉佐野警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

ウ 道路啓開

民間建設業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

（2）道路交通規制等

緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要がある場合において、府公安委員会より、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動に関する要請を受けた場合、これに従うものとする。

（3）道路啓開等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者（町）自ら車両の移動等を行うものとする。

（4）交通規制の標識等の設置

町及び泉佐野警察署は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

2. 緊急交通路の周知

町、府、泉佐野警察署、道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、地域緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3. 緊急通行車両等の確保（町）

（1）事前届出済の車両

災害が発生し、災害対策に車両等を使用する必要が生じた場合、事前届出済の車両について、直ちに事前届出済証を泉佐野警察署に提出し、標章及び証明書の交付を受ける。

（2）新たに必要となった車両

災害発生後、新たに災害対策に使用することとなった車両等について、府知事または府公安委員会（泉佐野警察署）に対して、緊急通行車両の確認申請を行う。

（3）標章及び証明書の交付

緊急通行車両等の認定を受けた場合は、府知事または府公安委員会（泉佐野警察署）から所定の標章及び証明書が交付されるので、車両等の前面の見やすい位置に張り付ける。

4. 輸送基地の確保（施設管理者）

（1）陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

（2）施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

第2 水上輸送

町及び府は、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊及び近畿旅客船協会等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第3 航空輸送

1. 輸送基地の確保

（1）町は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。

（2）町及び府は、大阪市消防局、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを検討する。

2. 輸送手段の確保

町及び府は、大阪市消防局、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊、新関西国際空港株式会社等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第2節 交通の維持復旧

方 針

道路、鉄道、漁港及び空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

計 画

第1 被害状況の報告

各施設の管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し被害が生じた場合は、その状況を町または府に報告する。

第2 各施設管理者の対応

1. 道路施設管理者（町、府、近畿地方整備局）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、泉州南消防組合、泉佐野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

2. 鉄道施設管理者（南海電気鉄道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、泉州南消防組合、泉佐野警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

3. 漁港施設（府）

- (1) 漁港施設に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて泉州南消防組合、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

4. 空港施設（新関西国際空港株式会社）

- (1) 滑走路、エプロンその他の空港土木基本施設及び管制施設等に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて泉州南消防組合、泉佐野警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）に通報し、出動の

要請を行う。

- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第3 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

第4 各施設の復旧

1. 道路施設（町、府、近畿地方整備局）

- (1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょうなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者から応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

2. 鉄道施設（南海電気鉄道株式会社）

- (1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

3. 漁港施設（府）

- (1) 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。
- (2) 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。

4. 空港施設（新関西国際空港株式会社）

- (1) 滑走路、航空管制施設などの航空機の離発着に不可欠な施設を優先して応急復旧を行い、併せてエプロンなどの応急復旧に努める。被害が大きい場合には、部分再開するための空港施設の応急復旧に努める
- (2) 被害状況によっては、他の空港管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。